

令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務企画コンペ実施要領

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、企画提案の選定を行う企画コンペティション（以下「企画コンペ」という。）を行う。

1 委託業務の概要

- (1) 業務件名及び数量
「令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務」一式
- (2) 委託期間
契約を締結した日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで
- (3) 募集する企画提案の内容
「資料 2 業務仕様書」のとおり
- (4) 委託契約額の上限
総額 6,198,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

SNS 広告	1,028,000 円
SNS 広告以外	5,170,000 円

2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、全県域を活動区域に含む者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。
- (9) 共同提案した構成員は、2 以上の共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画競争手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課自殺総合対策担当（担当：千葉、林）

所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5483 FAX：019-629-5454

電子メールアドレス：AD0006@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ実施要領等の配付

ア 配付日時

令和 4 年 6 月 17 日（金）正午 から 6 月 29 日（水）正午 まで

イ 配付方法

企画コンペに関する下記の資料について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【配布資料】

資料 1 令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務企画コンペ実施要領

資料 2 令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務仕様書

資料 3 令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務企画提案書作成要領

資料 4 令和 4 年度岩手県自殺対策普及啓発業務企画提案審査要領

(3) 企画コンペ説明会について

開催しない。

(4) 企画コンペ参加の申込み

参加者は、別紙様式 1 「企画コンペ参加表明書」を、下記により提出するものとする。

ア 提出先 上記「(1) 担当課」に同じ

イ 提出期限 令和 4 年 6 月 29 日（水）正午

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、イの提出期限までの平日で、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。（最終日は、正午まで）

(イ) 郵送の場合は、外封筒に企画コンペ参加表明書在中の旨を朱書きの上、配達記録が残

る方法にて、イの提出期限までに必着のこと。

エ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(5) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、別紙様式2「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期限 令和4年6月27日(月)正午

イ 受付場所 上記「(1)担当課」に同じ

ウ 提出方法 質問は書面によるものとし、FAX又は電子メールによる。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、令和4年6月28日(火)までにホームページにより随時回答する。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、「資料3 企画提案書作成要領」に定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、下記により提出するものとする。

ア 提出先 上記「(1)担当課」に同じ

イ 提出期限 令和4年7月5日(火)正午

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、イの提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。(最終日は、正午)

(イ) 郵送の場合は、外封筒に企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達記録が残る方法にて、イの提出期限までに必着のこと。

エ 留意事項

(ア) 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

(イ) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

オ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とすること。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された提案

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した提案

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

上記「(6)企画提案書等の提出」により企画提案書等の提出を行った者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、別紙様式3「企画コンペ参加辞退届」を、上記「(1)担当課」に持参又は送付により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、「資料4 企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案選考委員会において行う。

(2) 委託候補者の決定

ア 県は、審査要領に定める選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 県は、委託候補者を決定後、速やかに審査結果について各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 委託契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがあること。

(4) 契約締結後の委託費の支払い方法

原則精算払とする。ただし、事業の執行状況等に応じて、前金払の請求を認める場合がある。

(5) 契約者等の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペの確保について

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 スケジュール（予定）

令和4年	6月17日（金）	企画コンペ実施要領等の配付開始
	6月27日（月）	実施要領等に関する質問の受付期限（正午まで）
	6月28日（火）	実施要領等に関する質問への回答期限
	6月29日（水）	企画競争参加表明の受付期限
	7月5日（火）	企画提案書等の提出期限（正午まで）
	7月8日（金）	企画提案選考委員会の開催
	7月中旬～7月下旬	委託契約締結
令和5年	3月31日（金）	業務完了